

令和元年 11 月 15 日

四国中央市長 篠原 実 様

四国中央市議会議長 原田 泰樹

<<四国中央市の共生社会構築への政策提言>>

四国中央市議会基本条例に基づき、教育厚生委員会において、市内におけるインクルーシブ社会の構築について、理事者とともに勉強会を重ねた結果、「共生社会条例」を制定されるよう提言いたします。

提言にあたって

教育厚生委員会は、理事者との勉強会において、市内の福祉関連施設は 2017 年完成の他市に先駆けてつくった、子ども若者発達支援センター「パレット」をはじめとして、公立・民間を問わず一応の施設を市内に整備し、面的サービスを提供する体制を整えてきたことを確認しました。

しかし、2021 年 4 月予定の特別支援学校分校の開校を間近にし、2020 年開催の東京パラリンピックを見るとき、市内設備の総合的かつ、積極的な活用に向かう必要性は大きく、何より市民意識の高まりを行政としても形あるものとしてバックアップする必要性を感じます。よって、インクルーシブ社会の構築を進める必要があると判断し、「共生社会条例」の作成を提言します。

経緯

2019 年 1 月 24 日 インクルーシブ教育の勉強会（教育委員会・福祉部）

2019 年 2 月 14 日 インクルーシブ社会の勉強会（福祉部）

2019 年 3 月 8 日 インクルーシブ社会の勉強会（福祉部）

勉強会終了後、委員会において「共生社会条例」の必要性を話し合う。

2019 年 4 月 18 日 政策提言に基づいた行政視察を決定

2019 年 5 月 31 日 行政視察を終えての意見交換

提言書原案を、正副委員長に一任

記

1. 「共生社会条例」を早期に制定すること

障がいがあってもなくても、四国中央市にあっては、平等に安心して暮らしていけることを文章化するものである。そこには、障がい者の暮らしやすさを高めるだけでなく、それ以外の健常者の優しさや、思いやりを前面に出すことが、恥ずかしくなく自然であることを示し、その行動を推奨するものであります。よって、以下の具体策を早急に講じること。

- (1) 障がい者への理解を深め、差別的行為をなくすこと。
- (2) 障がい者への合理的配慮を積極的に行うこと。
- (3) 障がい者などの権利を知る機会をふやすこと。
2006年国連宣言、2013年の障がい者差別解消法など。
- (4) 教育現場等の取り組みを積極的に行うこと。
- (5) 幼年期から就学・就労までの一貫した流れを作ること。
- (6) 医療、リハビリ等の充実に努めること。
- (7) 各種施設、職場の整備に努めること。
- (8) 市民全員の優しさ、思いやり、笑顔の後押しをすること。
- (9) 移動手段を考え、交通機関の整備をすること。
- (10) その他

以上、「障がいがあってもなくても共にやさしく暮らせるまちづくり条例」(仮称)の作成を提言するものであります。